

副本

平成18年(行ウ)第467号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原 告 原田 学 外52名

被 告 東京都 外1名

参加人 世田谷区

(当該処分をした行政庁 東京都知事)

平成19年(行ウ)第224号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原 告 小川裕之 外36名

被 告 東京都 外1名

参加人 世田谷区

(当該処分をした行政庁 東京都知事)

上 申 書

平成19年7月31日

東京地方裁判所民事第2部 御中

被告東京都指定代理人

本 多 教 義

同

鎌 田 真 理



同

添 田 和 行



同

前 田 康 行



被告東京都は、平成19年6月18日付け求釈明申立書の被告東京都に対する資料提出の求めに応じ、訴訟関係の明瞭化のために、平成19年7月31日付け証拠説明書のとおり、同求釈明申立書の「2 都市計画道路関係」のうち、(1)、(2)、(3)について、既に証拠として提出しているもの（丙第17号証、丙第3号証の1、2、3、丙第18号の15）を除き提出しました。ただし、既に証拠として提出しているものであっても、凡例が記載されていないものについては、改めて提出しています。(4)、(5)は存在しませんし、その他は、本件訴訟関係の明瞭化のために必要なものではないと考えます。

もっとも、(1)のうち、申請書の一部である事業平面図、設計図（構造図）及び添付書類の一部である実測図については、図面が大きく、すべてを複写するとなると費用がかさむため、提出していません。

これらについて、原告らにおいて、必要があれば、被告東京都に連絡の上、閲覧や必要な部分の複写に応じることを妨げないものであることを上申します。